

国税庁担当官による 改正消費税法軽減税率制度に関する説明会開催

平成 28 年 5 月 20 日、財務税制委員会の主催により、「国税庁担当官による改正消費税法軽減税率制度に関する説明会～顧客システム改修対応の視点から軽減税率制度に関する通達及び Q&A を読み解く～」が発明会館において開催され、80 名が参加した。

今国会において所得税法等の一部を改正する法律案が可決成立し、改正消費税法が来年 4 月 1 日より施行される予定。JISA では、複数税率対応等によるシステム改修が必要となることから、情報サービス業界団体の立場で、消費税法改正に関する政策協力を実施してきた。

今般、[軽減税率制度に関する通達](#)及び[Q&A](#)が公表されたことから、顧客のシステム改修に必要な情報の提供を目的として本説明会を企画した。

説明会では、事前に受けた質問内容を織り交ぜながら、軽減税率制度の概要を紹介した後、[制度概要編](#)と[個別事例編](#)を関連づけながら制度の内容を子細に解説された。

(田中)